

火薬庫の保安検査を申請する場合の手続(法第 35 条)

火薬庫の所(占)有者は、1 年(土堤、簡易土堤及び防爆壁にあっては 3 年)に 1 回、都道府県知事又は指定保安検査機関の実施する保安検査を受けなければならない。

ただし、国が認定した認定保安検査実施者は、保安検査について自ら行うことができる。(法第 35 条)

都道府県知事の実施する保安検査を受ける場合

○提出書類

- ① 保安検査申請書・・・様式№.50
- ② 委任状(申請者が代理人である場合)・・・書式例№.1

(注) 法人であって主たる事務所を県外に有する場合のみ、県内における従たる事務所の責任者に委任することができる。

○提出部数 1 部

○提出期限 前回の保安検査の日から 1 年を超えない日

○手数料 4 1, 0 0 0 円(「納付済証」を申請書の納付済証貼付欄に貼付してください。)

○手数料納付方法(令和 8 年 10 月以降)

- ・手数料収納窓口にて、申請書左上にある QR コード、または山口県手数料納付連絡票に記載された QR コードを提示し、手数料をお支払いください。
- ・手数料支払い後発行される「納付済証」を申請書にある納付済証貼付欄に貼付してください。

(注 1) 納付済証は再発行できません。紛失されないよう十分ご注意ください。

(注 2) 令和 8 年 9 月末までに購入された山口県収入証紙は、令和 9 年 3 月末日まで手数料の納付に使用できます。収入証紙につきましても、申請書左上「納付済証貼付欄」に貼付してください。

○提出先 山口県産業労働部産業政策課産業資源班